

「私立各種学校設置認可等審査基準」の一部改正に係る御意見及びそれに対する県の考え方等

1 意見募集期間

令和6年3月28日(木)から令和6年4月24日(水)まで

2 意見件数等

1人の方から1件の御意見をいただいた。

3 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の内容	県の考え方
1	今回の改正の背景をもう少し説明してほしい。弾力化と記入されているため、基準を緩和しようという流れなのか？バラバラの基準を統一することが目的なのか？県民は、困惑してしまうような内容。	令和5年11月に文部科学省が「通信制課程における私立高等学校の認可基準（標準例）」を策定したことを受け、県では、通信制課程を置く高等学校の校地に係る基準について、小中高等学校設置審査基準と統一する見直しを行うとともに、私立専修・各種学校の校地に係る基準についても同様に統一することとしました。 なお、文部科学省の標準例の校地に係る基準は、県の現行規定より緩和されたものであることから、基準の弾力化としたものです。実際の認可に当たっては、申請内容や学校経営の安定性・継続性等について審査を行い、ただし書の適用の是非を判断します。